

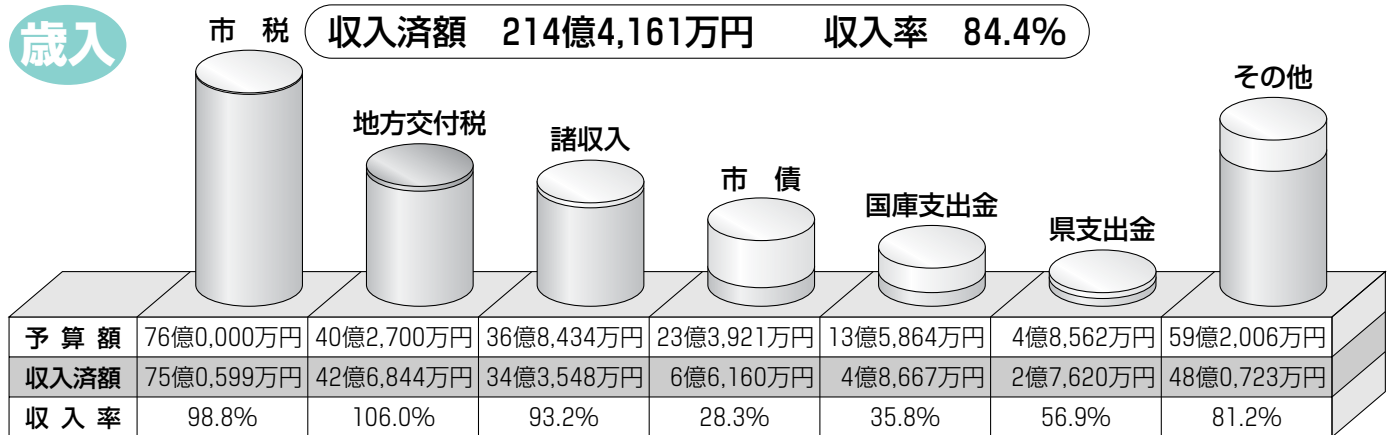
31日現在) らせします

市では、年2回財政状況を公表しています。
市税や国からの交付金などが、みなさんの生活にどのように使われているのか、ご覧ください。
なお、今回の数値は平成15年3月31日現在のものですが、市の会計はその年度の会計を整理する期間（出納整理期間）が5月31日まで設けられていますので、これが平成14年度の決算額とはなりません。

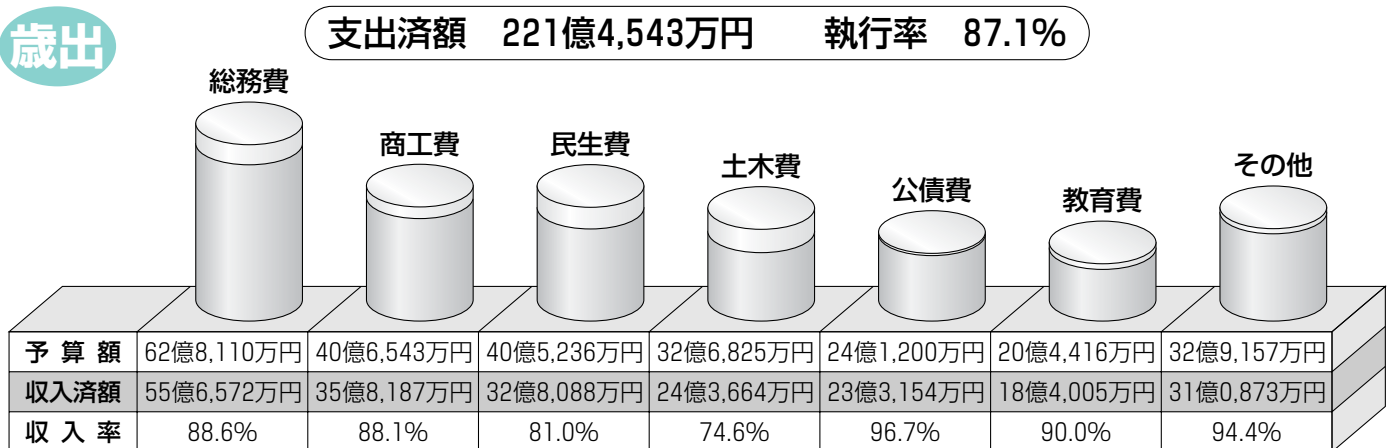
一般会計

予算額 254億1,487万円

歳入



歳出



◆歳入
予算額に対する収入済額は、214億4161万円で収入率は84・4%です。構成比率は、市税が最も大きく29・9%で、これに続いて地方交付税15・8%、諸収入14・5%となっています。

この結果、平成14年度最終予算額は254億1487万円となり、前年度と比較して12億3063万円の増となっています。

平成14年度の一般会計は、下半期中に6回の補正が行われ、補正額は15億1541万円となりました。
その内容をみますと、給与改定による経費3億1692万円、諏訪湖ハイッ整備事業に要する経費8209万円、病院会計負担金の追加に要する経費2億6688万円、駐車場特別会計繰出金の追加に要する経費4億5567万円、岡谷駅南区画整理事業工事追加分に要する経費1億5500万円、市営住宅施設整備事業に要する経費1億1550万円、雪害対策に要する経費3300万円が主なものとなっています。

一般会計

平成14年度下半期（平成15年3月） 市の財政状況をお知

特別会計

会 計 名	予 算 額	収 入 済 額	収入率	支 出 済 額	執行率
国民健康保険事業	37億5,344万円	32億6,389万円	87.0%	30億7,637万円	82.0%
地域開発事業	22億8,890万円	5億0,627万円	22.1%	13億7,971万円	60.3%
公団分収造林事業	3,870万円	2,203万円	56.9%	2,052万円	53.0%
交通災害共済事業	5,000万円	4,929万円	98.6%	857万円	17.1%
霊園事業	1,447万円	2,194万円	151.6%	1,195万円	82.6%
老人保健事業	58億5,234万円	48億9,195万円	83.6%	48億8,392万円	83.5%
温泉事業	1,500万円	3,031万円	202.1%	849万円	56.6%
訪問看護事業	3,820万円	6,958万円	182.1%	3,341万円	87.5%
駐車場事業	5億7,838万円	5億5,378万円	95.7%	5億4,818万円	94.8%
介護保険事業	24億3,839万円	20億5,626万円	84.3%	19億3,116万円	79.2%
合 計	150億6,781万円	114億6,530万円	76.1%	119億0,228万円	79.0%

財産と借入れ

(3月31日現在)

市の財産	土 地	86万7,321㎡
	建 物	25万5,100㎡
	基 金	78億8,275万円
	有価証券	5億0,560万円
市の借金	市債(累計)	232億1,528万円
	一時借入	179億2,765万円

(企業会計・特別会計を除く)

企業会計

会 計 名		収 入		支 出	
		予算額	収入済額	予算額	支出済額
岡谷病院事業	収益的収支	45億0,879万円	43億1,238万円	45億0,879万円	42億4,351万円
	資本的収支	6億3,602万円	6億2,960万円	9億9,771万円	9億8,118万円
塩嶺病院事業	収益的収支	41億7,434万円	39億1,805万円	41億7,434万円	38億6,783万円
	資本的収支	5,005万円	4,790万円	1億9,411万円	1億9,900万円
水道事業	収益的収支	10億5,064万円	10億2,132万円	10億2,299万円	9億3,373万円
	資本的収支	6,017万円	3,694万円	4億6,998万円	4億0,204万円
下水道事業	収益的収支	20億9,605万円	20億5,776万円	19億8,988万円	19億2,217万円
	資本的収支	10億1,793万円	9億3,102万円	17億4,109万円	16億5,050万円

歳 出

予算額に対する支出済額は、221億4543万円で支出割合は87・1%です。前年度同期と比較して支出済額は28億649万円の増となっています。

特別会計

下半期は、特別会計の補正は3回行われ、最終予算額は150億6781万円となりました。

予算額に対する収入済額は114億6530万円で収入率が76・1%、対する支出済額は119億228万円で執行率は79・0%となっています。

計画行政で

健全な財政運営を

平成14年度は、景気の好転が見られず税収入が依然として厳しい状況が続いています。したがって、今後とも行政経費の徹底した節減と効率的な行政運営を維持しつつ、一層多様化する市民要望の実現と福祉の向上に努めていきます。

市議会定例会を開催

第4回岡谷市議会定例会が、6月10日（火）から25日（水）の16日間の会期で開かれました。

この議会では、一般会計予算などの補正や条例の改正などが審議され、一般質問も行われました。

主な内容をお知らせします。



◆ 報告事項 ◆

▽平成14年度岡谷市一般会計で、東町線整備事業、東町線整備事業（第2期）、岡谷駅南土地区画整理事業、加茂団地設備改善事業等の経費を平成15年度に繰り越したことに伴い、報告を受けました。

▽平成14年度岡谷市健康保険岡谷塩嶺病院事業会計で、定点観測システム構築業務委託の経費を、平成15年度に繰り越したことに伴い、報告を受けました。

▽平成14年度岡谷市水道事業会計で、配水管理設工事の経費の一部を、平成15年度に繰り越したことに伴い、報告を受けました。

▽平成14年度岡谷市下水道事業会計で、公共下水道工事の経費の一部を、平成15年度に繰り越したことに伴い、報告を受けました。

◆ 人事案件 ◆

▽人権擁護委員に中山三恵子氏を選任することに同意しました。

◆ 条例 ◆

▽岡谷市職員の退職手当に関する条例を、雇用保険法等の改正に伴い、一部改正することを決め

ました。

▽岡谷市手数料条例を、住民基本台帳法の改正に伴い、住民基本台帳カードを交付する際、1件500円の手数料を徴収するため、一部改正することを決めました。

▽市立岡谷蚕糸博物館条例ほか関係条例4本を諏訪5市町村に在住又は在学の中学生以下の入館料を無料化するため、一部改正することを決めました。

▽おかや総合福祉センター条例を、設置及び管理に関し必要な事項を定めるため制定しました。

▽岡谷市非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例を、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の改正に伴い、一部改正することを決めました。

▽岡谷市消防団員等公務災害補償条例を、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、一部改正することを決めました。

◆ 補正予算 ◆

▽平成15年度岡谷市一般会計でおかや総合福祉センターの管理運営経費、住宅用太陽光発電システム設置補助金追加分、太鼓道場整備事業等のために2億4,950万3千円を追加し、総額232

億5,450万3千円とすることを決めました。

▽（仮称）中央公園用地及び市道8号線用地取得を依頼するため債務負担行為補正を行うことを決めました。

▽平成15年度岡谷市健康保険岡谷塩嶺病院事業会計で看護師養成奨学金の追加を補正することを決めました。

◆ 工事請負契約 ◆

▽あやめ保育園建築工事で、株式会社岡谷組と指名競争入札により契約することを決めました。

◆ 一般質問 ◆

▽新人議員を含めた17人の議員が合併問題、まちづくり、福祉、教育、環境など市政全般にわたって活発な議論を交わしました。

◆ 意見書 ◆

▽「清潔で公正・公平な住民奉仕を貫く公務員制度の確立を求める意見書」「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」「税源移譲を基本とする三位一体改革の早期実現を求める意見書」の3件の意見書を可決し、関係行政庁へ提出することを決めました。

市議会の会議録は岡谷市議会ホームページからご覧いただけます。

住基ネットが 便利になります

住民基本台帳ネットワーク(住基ネット)とは

国、地方公共団体においても、IT革命を積極的に推進し、「電子政府・電子自治体」を実現することが急務となっています。

住基ネットは、こうした観点に立って、市町村が行う各種行政の基礎である住民基本台帳の一部の情報についてネットワーク化を図るもので、4情報(氏名、生年月日、性別、住所)と住民票コード、これらの変更情報により地方公共団体共同のシステムとして、全国共通の本人確認を行う仕組みです。

住基ネット第2次サービス(8月25日から)

【住民票の写しの広域交付】

**全国どこの市区町村でも
自分の住民票の写し(戸籍の表示を
省略したもの)
が取れるようになります。**

現在、住民票の写しの交付は、住んでいる市区町村でしか受けられません。(ただし、諏訪広域管内では受けられます)

住基ネットを活用して全国の市区町村間で住民票の情報のやり取りができるようになることにより、全国どこの市区町村でも、住民基本台帳カード、運転免許証などを市区町村の窓口で提示することによって、本人や世帯の住民票の写し(戸籍の表示を省略したもの)の交付が受けられるようになります。



【転入転出手続の簡素化】

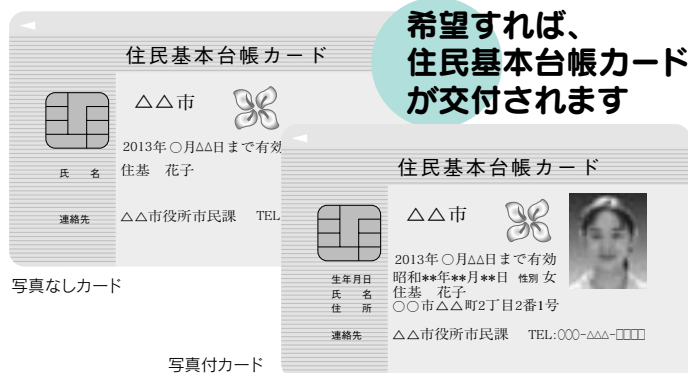
住民基本台帳カードの交付を受けている場合、
転出届を郵送で行うことにより、

**引越の手続で窓口に行くのは
転入時1回だけで済みます。**

現在、引越の場合には、まず、住んでいる市区町村に転出届を行い、転出証明書の交付を受けたうえで、引越先の市区町村に転入届を行う必要があります。

住民基本台帳カードの交付を受けている場合は、確実な本人確認ができるため、一定の事項を記入した転出届を郵送で行い(この場合の転出届は、近い将来、インターネットで行うことも可能となる予定です)、住民基本台帳カードを引越先の市区町村の窓口で提示して転入届を行うことにより、引越の場合に窓口に行くのが転入時の1回だけで済むようになります。

住民基本台帳カードの登場



●カード内に記録されている住民票コードにより、住基ネットでの本人確認に利用できます。

→住民票の写しの広域交付、転入転出手続の簡素化、法令で住基ネットの利用を認められた事務での本人確認に活用

●公的個人認証サービスの秘密鍵、電子証明書の保存用カードとして利用できます。(本年度中実施予定)

●写真付を希望した場合は、公的な証明書として利用できます。大切に保管してください。

高度のセキュリティ機能を備えたICカードを採用します。

住基ネットの個人情報保護対策

住民基本台帳ネットワークシステムでは、個人情報の保護を最も重要な課題としています。そのため、個人情報保護に関する国際的な基準を十分踏まえたうえで、制度面、技術面および運営面などあらゆる面で十分な対策を行っています。

みなさんに安心いただけるよう、これからもシステムの安全性の維持・向上に努めていきます。

- ◆保有する情報や利用目的を法律で限定しています
- ◆住民票コードは、利用が限定されています
- ◆外部からの侵入と内部の不正利用を防止しています

○住民基本台帳カードについては、あらためて「広報おかや」にてお知らせします。

問合せ先

■市民課

☎23-4811

内線1153

E-mail:ss@city.okaya.nagano.jp

国民健康保険税

職場の健康保険の加入者以外の人を対象として、安心して医療が受けられるように納めていただくものです。

納める人

国民健康保険に加入している世帯の世帯主です。世帯主が他の保険に加入していても、その世帯に国保加入者がいれば、世帯主が納税義務者になります。

納め方

7月から2月まで、8回で納めていただきます。7月以降に国保加入の手続きをされた場合、手続きをした翌月に納税通知書が郵送されます。(納める回数が変わります)

納税には、便利な口座振替をぜひご利用ください。手続きは、税務課、各支所、金融機関、郵便局の窓口でできます。

異動の手続きは忘れずに！

国保加入の手続きが遅れると、資格の発生した月までさかのぼって税金がかかります。(最高3年) 他の保険に加入した場合、資格喪失の届出が必要です。手続きはお早めにお願います。

あなたは家族の扶養になれませんか？

次に該当する方は、健康保険に加入している家族の人の被扶養者になれる場合があります。

①健康保険加入者の3親等以内の親族

②年収が、60歳未満なら130万円未満、60歳以上なら180万円未満であるとき

③勤務先の設定

①、②の条件に合うと思えば面倒がらずに勤務先の保険担当者に相談してください。国保と異なり、被扶養者が増えても保険料が変わらない場合があります。

今月の納期は

国民健康保険税第1期

固定資産税第2期 です。

納期限 7月31日

国保税の決め方

■『医療給付費分』保険税年税額＝①＋②＋③＋④… A

①所得割額…(平成14年中の総所得金額－33万円)×6.2%

②資産割額…平成15年度の固定資産税額×25%
(土地・家屋に係る分で、都市計画税は除きます)

③均等割額…加入者一人につき16,000円×被保険者数

④平等割額…一世帯につき18,000円

▽課税限度額…53万円 (A が53万円を超える場合は53万円です)

■『介護納付金分』保険税年税額＝⑤＋⑥＋⑦＋⑧… B

⑤所得割額…(平成14年中の総所得金額－33万円)×1.02%

⑥資産割額…平成15年度の固定資産税額×7.6%
(土地・家屋に係る分で、都市計画税は除きます)

⑦均等割額…加入者一人につき4,500円×被保険者数

⑧平等割額…一世帯につき3,500円

▽課税限度額…8万円 (B が8万円を超える場合は8万円です)
《年税額》

●介護第2号被保険者(40歳以上65歳未満)の
加入者がいる世帯＝ A + B

●その他の世帯＝ A のみ

◎健康保険法等の改正に伴い、国保税計算の際、下記の点が変わります。

- ・給与所得者については、基礎控除33万円のほかに給与収入額の100分の5の金額(限度2万円)の特別控除がありましたが、この控除がなくなります。
- ・青色申告者、白色申告者については、事業に従事する方に対する専従者給与控除が国保税でも適用され、専従者給与をもらっている方は、その方の給与所得となります。
- ・譲渡所得に対する租税特別措置法による特別控除が適用となります。
- ・昭和12年1月1日以前に生まれた方の公的年金所得は、17万円を控除した額としていましたが、この控除がなくなります。



「水道使用水量のお知らせ」について

上下水道料金は、2か月に一度（市内を偶数月検針地区と奇数月検針地区に分けて）メーターの検針をして、その翌月請求させていただいております。検針の際、「水道使用水量のお知らせ」をお届けしますが、その記載内容と料金の計算方法について説明します。



記載内容

(表) 水道使用水量のお知らせ

① 使用者番号 01234-567-0
市番 013 区番

岡谷市
幸町8-1
(例)
岡谷太郎 様

② 前回検針日 15-04-30 今回検針日 15-06-30

③ 前回指針 300 今回指針 365

④ 使用水量 65

⑤

⑥ 今回の料金
上水 6940 円
下水 10526 円
合計 17466 円
消費税 831 円

⑦ 前回 60 m³ 前年同期 65 m³

- ① 使用者番号…お客様ごとに番号を設定しています。電話などで照会する際は、この番号をお知らせください。
- ② 前回検針日・今回検針日…前回（2か月前）と今回の検針日を記載してあります。
- ③ 前回指針・今回指針…前回（2か月前）と今回のメーターの数字です。
- ④ 使用水量は…③の今回指針から前回指針を差し引くと今回の使用水量になります。この値が、⑦の前回や前年同期の使用水量を大きく上回る場合は漏水の恐れもあります。漏水のチェックを行いましょう。（蛇口を全部しめてもメーターのパイロットが回る場合は、漏水と思われます。）
- ⑤ ※認定理由等（使用水量を認定した場合に記載）…通常は表示されませんが、メーターの検針ができなかった場合は、この欄に「障害物放置」、「積雪・凍結」など、その理由を記載します。この場合、使用水量は過去の使用実績等に基づき認定（推定）してお知らせします。これは、次回の請求が過大にならないようにするための措置で、次回の検針（メーター確認）時に精算されます。
- ⑥ 今回の料金は…上水・下水それぞれの金額を記載してあります。④の使用水量に応じて計算されます。
- ⑦ 前回・前年同期…前回（2か月前）と前年同期（1年前）の使用水量を記載してあります。今回の使用水量と比較してみましょう。

料金の計算方法

※口径13mm、使用量65（例）の場合

(裏) ◆水道料金表（2ヶ月計）

基本料金	使用料金	消費税
13	2,160	831
20	2,700	1,052
25	3,240	1,273
30	3,780	1,494
40	4,320	1,715
50	4,860	1,936
60	5,400	2,157
70	5,940	2,378
80	6,480	2,599
90	7,020	2,820
100	7,560	3,041

◆下水道料金表（2ヶ月計）

基本料金	使用料金	消費税
20	2,760	1,051
21~60	40 × 160円 = 6,400	2,405
61~100	5 × 173円 = 865	2,491
101以上	0 × 190円 = 0	2,577
消費税及び地方消費税		501
計		10,526

◆上水の料金

基本料金		2,160円
30 まで	30 × 40円 =	1,200円
31~60	30 × 90円 =	2,700円
61 以上	5 × 110円 =	550円
消費税及び地方消費税		330円
計		6,940円

◆下水の料金

基本料金	20 まで	2,760円
21~60	40 × 160円 =	6,400円
61~100	5 × 173円 =	865円
101 以上	0 × 190円 =	0円
消費税及び地方消費税		501円
計		10,526円

◎温泉スタンドからお知らせ

7月1日から、給湯時間に変更になります。

給湯時間 5月～10月 … 午前8時～午後9時

11月～4月 … 午前10時～午後9時



問合せ…水道管理課 ☎ 23-4811 内線1417

環境保全の率先実行計画

取り組み状況

エコオフィスへの^{たび}出発

平成13年度より市役所では、環境保全に率先して取り組んでいくため「環境保全の率先実行計画」の様々な取り組みを進めています。

「地球温暖化対策の推進に関する法律」を踏まえ、温室効果ガスの総排出量と、省エネやリサイクル推進等の取り組み状況を公表することとなっていますので、下記に平成14年度分の状況をお知らせします。



温室効果ガスの排出量

市庁舎の温室効果ガス総排出量 (二酸化炭素、メタンガスなど)	14年度	基準年度	削減目標値
	807.5 t [0.1%減]※	808.5 t	3%削減

※基準年度となる11年度を100%とした場合の比較増減 以下〔 〕内も同様です

具体的な取り組み状況

●用紙類等の使用

◆再生紙の使用に関しては、古紙配合率が高く、白色度の低い用紙の使用を推進しており、市役所からの配布物などは以前に比べるとやや黒っぽい用紙になってきています。両面印刷や裏紙利用など削減に努めましたが、部署によっては、事業の見直しや会議が多く開催されたことなどにより増となりました。〔庁舎コピー用紙購入枚数 5.6%増〕

●省エネルギー・省資源のために

◆パソコン、コピー機などは国際エネルギースターマークの付いた省エネ型のO A機器を使用しています。
 ◆昼休み、残業時だけでなく、就業中の離席時など不要な範囲の照明を消灯し、廊下の照明の間引き点灯や、職員のエレベーター使用の自粛など省エネルギーに努めましたが、夏の猛暑と冬の冷え込みが早かったなど天候の影響により増となりました。〔庁舎電気使用量 4.0%増〕
 ◆庁舎の冷暖房について、目標温度を設定し、また、夏はノーネクタイによるスマートライフ運動を行い化石燃料の節約に努めていますが、天候の影響などで増となりました。〔庁舎灯油・重油使用量 5.7%増〕

●水道使用

◆男子トイレの改修や茶器洗浄時に水の流し放しをしないなど節水に努めています。〔庁舎水道使用量 22.2%減〕

●公用車の使用

◆市内の近隣への移動は徒歩、自転車の利用に努めています。〔庁舎公用車ガソリン・軽油使用量 13.8%減〕

●ゴミ減量とリサイクル

◆シュレッダー紙のリサイクル化への移行や、ごみ出し状況のチェックなどによるゴミ減量に努めています。

●建設・建築工事

◆自然等の保全確保に努め、環境への負荷の少ない工法、機械、資材、リサイクル製品の使用に努め、イルフプラザ屋上に10kwの太陽光発電システムを設置しました。

●ま と め

率先実行計画の取り組み結果については、職員の意識改革を図りましたが、総体的には天候の影響などにより厳しい状況となりました。個別的事項について、なお一層の取り組みが必要であり、今後もきめ細やかに、環境への負荷の低減を図るよう推進していきます。



▲太陽光発電システム
(イルフプラザ屋上)

詳しくは、**環境安全課** (内線1166) まで

ヤミ金融にご注意!

トラブルが多発しています

法律の上限金利(29.2%)をはるかに超えた金利で貸し付け、家族や知人、職場にまで、電話や電報などによる脅迫的な取立てを行う「ヤミ金融」のトラブルが多発しています。

甘い言葉につられ、ヤミ金融のわなに絶対にはまることのないよう、自覚と、最大限の注意をお願いします。



こんな手口は要注意! 絶対に借りてはいけません!

●ダイレクトメール、電話、ファックスでの貸し付けの勧誘(わなにはまらないように!)

多重債務者や、自己破産者などの名簿が、悪質業者間で出回っているとされています。ヤミ金融は、このような通常の金融機関では、お金を借りにくい方々をねらっています。



●新聞広告、雑誌広告、チラシ広告などで、「審査なし、即融資」「低金利一本化」「ブラックOK」などの宣伝文句

甘い言葉は、ヤミ金融か、お金をだまし取ろうとする「紹介屋」「整理屋」の疑いが濃厚です。



●電柱などに貼られた、携帯電話のみ掲載したチラシでの勧誘(絶対に電話をしないように!)



●貸金業登録番号、貸付利率、返済期間、返済回数を明示していない宣伝チラシ

なお、最近、上記内容を明示して消費者を安心させ、電話をすると高金利の契約を迫る手口もあります。(絶対断ること!)



●親兄弟、子ども、親戚、知人の連絡先、会社などを聞き出そうとする業者(保証人以外返済義務なし。取立ては違法)

本人ばかりではなく、家族や勤め先にも執拗に電話をしてきます。嫌がるところに電話をして、精神的に追い詰め、不当な支払いをしなければならぬように仕向けるのが、ヤミ金融の手口です。



●銀行口座を伝えてしまうと、貸し付けを断っても勝手に入金して、高金利の返済を迫る



ヤミ金融被害者に対するアドバイス

○高金利の請求には出資法で定められている上限金利(年率29.2%)を超えた貸し付けは違法ですから、支払う義務はありません。毅然とした態度で断ることが大切です。

また、身に覚えのない借金の返済を「お悔やみ」などの電報や電話、封書等で迫られた場合は、無視してください。電報の受け取りは、拒否することができます。

なお、家計の管理をしっかり行い、多重債務に陥らない、借金返済のための借金は絶対にしない、ヤミ金融からは絶対に借りないなどを肝に命じてください。

○本人以外の人に対して執拗な取立てが来ますが、支払う義務はありません。

本人に代わり支払っても、取立てがエスカレートするだけで問題解決にはなりません。家族、親戚、職場など周りの人が、一致協力してヤミ金融に屈しないようにしてください。

既に支払った金額についても、弁護士等の支援により、不当利得としてヤミ金融から取り戻すことができます。弁護士等に相談する前に、貴重なお金をヤミ金融に絶対支払わないようにしてください。

ひとりで悩まないで、県の「ヤミ金110番」に電話してください。脅迫まがいの強引な請求があった場合などは、警察に相談してください。

諏訪地方事務所商工課 ☎0266-57-2922・松本消費生活センター ☎0263-35-1556

県生活環境部生活文化課 ☎026-235-7172・県商工部産業振興課 ☎026-235-7200

(受付時間…平日 午前9時～午後5時)

